

Ⅲ. 民間操縦士養成機関への支援について

1. 民間操縦士養成機関の現状(航空会社の自社養成を除く)
2. 航空大学校が行っている支援の状況
3. 操縦士安定供給のための民間操縦士養成機関のあり方
4. 航空大学校が保有する教育資源
5. 今後、航空大学校に求められる役割

1. 民間操縦士養成機関の現状(航空会社の自社養成を除く)

1. 我が国における民間操縦士養成機関は、大きく分けて私立大学の操縦士養成コースと使用事業者による操縦士養成の二つ。(別添1参照)
2. 現在、操縦士養成課程を設置している私立大学は4校。最も早く開設した東海大学(平成18年4月より)における操縦士の誕生は平成22年3月以降。全ての大学において、実機訓練は他機関へ委託。(別添1参照)
3. 使用事業者で操縦士養成を行っている主な事業者は現在4社。うち、「国の指定を受けている養成機関」^{注)}は1社のみ。これら事業者のうち半数が年間数名程度の養成規模。(別添1参照)

注)国土交通大臣が、体制、人員、設備等を審査して指定した養成機関。

同機関の養成課程を修了した者については、技能証明取得の際に必要な試験の全部又は一部を省略することができる。

2. 航空大学校が行っている支援の状況

現在、航空大学校が行っている民間操縦士養成機関への支援は、以下の示すように、我が国の操縦士養成に係る関係者の連絡会議の主催及び各機関への個別支援。

1) 民間操縦士養成機関連絡会議の開催

我が国における主な航空会社、民間操縦士養成機関(大学、使用事業者)、航空局及び航空大学校(主催)が一堂に会した連絡会議。操縦士養成に関する情報交換や意見交換を実施。平成18年から開催し、これまで3回の開催。我が国でははじめての、採用者側(航空会社)と養成機関による定例的な会議。

2) 個別支援

操縦士養成課程を設置する大学等に対する個別支援。具体的には、各機関が航空大学校に来校し、訓練施設・機材、教育・訓練教材等の調査、教官、事務スタッフ等との意見交換を実施。

3. 操縦士安定供給のための民間操縦士養成機関のあり方

1) 我が国における今後の操縦士養成の方向性

①団塊の世代の大量退職、羽田空港及び成田空港の容量拡大(平成22年予定)、アジア地域を中心とした航空需要の増加により、今後とも操縦士需要は拡大する見込み。

②これら操縦士需要の拡大に対して、

- ・バランスのとれた操縦士供給ソースを確保することが重要
- ・航空大学校の養成規模を拡大することは困難
- ・民間操縦士養成機関は、航空大学校及び大手航空会社が実施している自社養成と並び操縦士養成ソースとなりうる

よって、民間操縦士養成機関の充実を図るべきではないか。

2) 民間操縦士養成機関における課題

①我が国における民間操縦士養成機関は諸外国に比べて極めて脆弱。(別添1参照)

②質の高い操縦士の確保は航空の安全に大きく寄与するもの。よって、航空の安全を図る観点からも民間操縦士養成機関の技術力を向上させることが重要。

③国の指定を得ることは、技能証明取得の際に必要な実地試験の全部又は一部が省略できるため、当該機関の技術力向上のみならず効率的な操縦士養成が可能。

④今後、民間操縦士養成機関に対して、国の指定を取得するよう働きかけていくべきではないか。

4. 航空大学校が保有する教育資源

航空大学校は操縦士養成に係る高度な技術力を保有。具体的には、以下に掲げる教育資源を保有しているところ。参考)航空大学校の教育課程を修了した者は技能証明取得の際に必要な実地試験の全てを省略可能。

【豊富な人材】

- ①航空大学校の実科教官は運航審査官^{注1)}又は航空従事者試験官^{注2)}の経験者が多く、教育方法のみならず航空会社の運航等に精通。
- ②航空大学校の学科教官は十分な経験をもつ各分野の専任教官。特に英語教育については、航空英語能力証明^{注3)}に係る学科試験が省略できる体制。

【充実した安全管理体制】

- ①航空大学校では航空法の規定に準拠した安全管理体制を設置(安全管理規程の整備、安全管理者及び総合安全推進委員会の設置)。
- ②教官及び学生に対する安全に係る教育も充実。

【長年の教育実績に裏付けされた教育訓練方法】

- ①航空大学校は、昭和29年の設立以来、一貫して質の高い操縦士の養成に取り組んできた。現在、我が国の航空会社の操縦士のうち航空大学校出身者は約4割。
- ②このような十分な経験・実績に基づいて確立された教育訓練方法(ノウハウ)を保有。

注1)各航空会社における機長資格に係る審査を行う。

注2)技能証明に係る試験を行う。

注3)国際運航する際に必須の資格。操縦士の英語能力を審査して付与するもの。国際民間航空機関において採択された国際標準であることから、日本も法制化しており今年3月から施行。

5. 今後、航空大学校に求められる役割

- ① 今後、民間操縦士養成機関は我が国の安定した操縦士供給ソースになり得る。しかし、そのためにはこれら機関の技術力向上が必須。航空大学校は、航空の安全の確保及び我が国における安定的な操縦士供給のため、民間操縦士養成機関の技術力向上に寄与すべき。
- ② 航空大学校の教育資源を活用することにより実施できる支援として、『教官・技能審査員等の人的能力の向上に対する支援』、『教育・訓練方法に対する支援』、『訓練における安全確保のための技術支援』等が考えられる。
- ③ 航空大学校は、これら支援の具体的方法について検討し、実施すべきではないか。



航空大学校に求められる技術支援(案)

- 教官・技能審査員等の人的な能力向上策の検討及び実施
- 汎用的な教育訓練シラバスの作成及び提供
- 訓練における安全指針の作成及び提供

(別添1)

主な民間操縦士養成機関

【私立大学】

	取得資格	募集数	訓練の委託	国の指定
東海大学	事業用(単、多)、計器	40名	米国ノースダコタ大学(州立)	無 (申請中)
桜美林大学	事業用(単、多)、計器	30名	米国アリゾナ大学(州立)	無
法政大学	自家用	30名	アルファアビエーション(日本)	無
崇城大学	事業用(単、多) 計器(希望者のみ)	20名	本田航空	無

【使用事業者^{注1)}】

	取得資格	募集数 ^{注2)}	訓練の委託	国の指定
エアフライトジャパン	事業用(単、多)、計器	各課程2~8名/2ヶ月	無	有 ^{注3)}
朝日航空	事業用(単、多)、計器	全課程年間合計約50名	コースによっては米国訓練施設に委託	無
第一航空	事業用(単)	年間数名	コースによっては海外訓練施設に委託	無
本田航空	事業用(単、多)、計器	20名程度	無	無

注1) 入所資格に自家用操縦士の技能証明等を有していることを条件にしている事業者もある。

注2) 年度によりばらつきがある。

注3) 国の指定を受けているのは、事業用操縦士課程のみであり、自家用操縦士課程、多発航空機課程及び計器飛行証明課程に関する指定は受けていない。